

押切自治会防災会規約

第1条（名称）

この会は押切自治会防災会（以下「本会」という）と称する。

第2条（事務所の所在地）

本会の事務所は、自治会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、地域住民の相互の助け合いの精神に基づき、地震、風水害、その他のあらゆる災害（以下「地震等という）に対して、自主的、かつ、組織的に防災活動を円滑に行い、災害の防止及び軽減化を図り、押切自治会会員の安全確保を期することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）地震等に対する災害予防に関すること。
- （2）地震等の発生時における、応急対策及び情報収集に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）防災用の資材及び器具備品等の適正配備に関すること。
- （5）その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

第5条（会員）

本会の会員は、押切自治会の区域に居住する世帯を以て構成する。

第6条（役員）

本会の会員は、押切自治会役員及び押切婦人会役員及び隣組長をもって構成する。

第7条（組織等）

本会の組織及び任務については、附則別表第1の通りとする。

第8条（協議）

この規定に定めのない事項で、本会運営上緊急、かつ、必要な問題等が生じた場合はその都度役員会の協議に基づき、これを決定する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規定は、平成7年6月18日に制定し、平成7年7月1日より施行する。

別表

第1（第7条関係）

役職名	自治会役職名	人員	任務等
本部長	自治会長	1	本部長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
副本部長	自治会副会長 育成会会長 育成会副会長	3	副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を行う。副本部長は、各班の任務について統括する。
実行隊長	自治会防災 担当役員	1	実行隊長は、地震等の災害が発生した場合、各班の連絡調整を行い、指揮命令をする。通常は、災害時の予防に関する計画立案をする。
情報班	自治会理事 隣組長	2 4	情報班は、地震等の災害が発生した時、所轄長及び報道機関の情報を収集し、本部に伝達する。
消化班	自治会理事 隣組長	2 4	消化班は、地震等の災害発生時における火災等の初期消火等の活動をする。消化設備等の保守管理を行う。
救護班	自治会理事 隣組長	8 4	救護班は、地震等の災害時における、負傷者等の応急処置等を行い、医療機関への連絡及び搬送を行う。
避難誘導班	自治会理事 隣組長	2 4	避難場所誘導班は、地震等の発生時は、本部長の指示により、住民を指定避難場所に誘導する。避難場所等については事前に確認する。
調達班	自治会理事 隣組長	2 4	調達班は、通常より防災用の資材及び器具備品等の適正配備をし、災害発生時において市当局等より支給される物資（給食給水等）を平等に配布と、管理する。